

議案第 7 2 号

関市都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

関市都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

関市都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成２４年関市条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第３条第６号中「第２１条第２項第１号」を「第２２条第２項第１号」に改める。

附 則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。